○農林水産省告示第千四十二号

動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和三十六年農林省令第四号）第五条ただし書の規定に基づき、昭和六十三年六月二十八日農林水産省告示第九百三号（動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令第五条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する生物学的製剤を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　鶏伝染性喉頭気管炎生ワクチン（シード）

第十四号の次に次の一号を加える。

十五　ニューカッスル病生ワクチン（シード）

○農林水産省告示第千四十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、平成十五年七月十四日農林水産省告示第千三十四号（農林水産大臣が指定する生物由来製品を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

第二号中⑳を㉒とし、⑲の次に次のように加える。

⑳　炭疽生ワクチン（シード）

㉑　ニューカッスル病生ワクチン（シード）

○農林水産省告示第千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　三重県亀山市関町越川字見當二四二、二四五、二四八の一、二四八の二、二四八の三、二四八の四、二四八の八、二四八の九（次の図に示す部分に限る。）、字名古尾二五九の一、二五九の二、二五九の四、二五九の五、二六〇、二六一、二六二、二六三、二七八、二九二の一、二九二の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字見當二四二・二四五・二四八の一・二四八の三・二四八の八・二四八の九・字名古尾二五九の一・二五九の四・二六一・二七八（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区門村字薬師田一八の二一、字立道六七三、六七三の一、六七三の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町口小野字大谷七六から八〇まで、字清水谷四五九の一、四六三、四六四、四七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷七七（次の図に示す部分に限る。）、七八から八〇まで、字清水谷四五九の一、四六三、四六四、四七〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町相田字ジヤウ谷二二四の一、二二五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ジヤウ谷二二四の一・二二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町・南会津町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町・南会津町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

只見町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。